

令和4年第5回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年3月25日 午前10時00分
	場 所	庁議室
開 会 日 時	令和4年3月25日 午前10時00分	
閉 会 日 時	令和4年3月25日 午前10時31分	
出 席 委 員	田 辺 正 保	
	濱 秀 利	
	森 脇 直 美	
	成 澤 幸 恵	
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之
	委 員	森 脇 直 美
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之
	事務局職員	管理課長 田 崎 清 克 指導室長 廣 瀬 巧 管理課長補佐 車 塚 洋 学校給食センター所長 櫻 庭 康 江 生涯学習課長 早 川 知 記 スポーツ課長 高 橋 俊 彦
	その他の者	

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(報 告)	
	報告第2号	教育長の報告すべき事項について【報告済】
6	(議 案)	
	議案第8号	厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について【原案可決】
	議案第9号	第3次厚岸町立学校適正配置計画の策定について【原案可決】
	議案第10号	厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第11号	厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて【原案可決】
	議案第12号	厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について【原案可決】

令和4年第5回厚岸町教育委員会

令和4年3月25日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第5回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のと
おりであります。

●教育長 日程第2、「会期の決定」についてであります。委員会
の会期を、本日、3月25日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を、本日、3月25日の1日間といたしま
す。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、そのように決定いたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和3年3月4日に開会した第4回教育委員会の会議録の
承認についてありますが、会議録署名委員の濱委員、私
がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承
認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によ
り、森脇委員を指名いたします。

●教育長

日程第5、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●指導室長

ただいま上程いただきました、報告第2号「教育長の報告すべき事項について」、ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

内容は、令和3年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についてであります。

3月16日に発表された令和4年度道立高等学校入学者選抜合格発表の後、町内中学校3校の3年生72名の進路状況についてとりまとめましたので、ご報告いたします。2ページ説明資料をご覧ください。

対象生徒72名全員が12月10日現在から進学を希望しており、うち1名は、特別支援学校高等部への進学を希望しております。

表の下欄、進路状況の内訳をご覧ください。今年度は、第2次募集に出願した生徒は0名で、全員の進路が確定しております。

厚岸翔洋高校への志望数は、普通科が16名、海洋資源科が11名の合計27名で、全体の38%となっています。

釧路管内への進学は、湖陵高校7名、江南高校7名、北陽高校11名、明輝高校6名、工業高校7名、商業高校1名、武修館高校3名となっており、合計が43名で全体の60%となっております。

管外の高校の合格者は2名で約2%となっております。

今年度は、併願生徒がいないことから、進学希望者の進路が確定しております。

以上、大変簡単ではありますが、令和3年度厚岸町立中学校卒業生進路志望状況についての報告を終わります。

す。

- 教育長 内容は、町立学校中学校卒業生進路状況についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、報告第2号を終わります。

(はい。の声)

- 教育長 日程第6、議案第8号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- スポーツ課長 ただいま上程いただきました、議案第8号「厚岸町スポーツ推進委員の委嘱について」、その提案理由を説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。

厚岸町スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条第1項により、教育委員会が委嘱することが規定されており、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則で定数と任期を規定しております。

今回、委嘱の提案をいたしますのは、令和4年3月31日をもって委員の任期が満了することに伴うスポーツ推進委員の委嘱であります。

委嘱する人数は、厚岸町スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定により15名であります。

氏名であります。大場一博氏、鈴木泰博氏、宮原勉氏、鹿野眞裕氏、小林敏美氏、大山織絵氏、中澤清美氏、小笠原景太氏、宗石芳弘氏、松永翔太氏、高橋敏晴氏までの11名が再任で、藤本千春氏、横井由紀枝氏、山本志

野氏、山本綾華氏の4名は新任であります。

性別、生年月日、住所、職業は記載のとおりでございますので省略させていただきます。

委嘱年月日につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、任期満了にともなう、厚岸町スポーツ推進委員の委嘱についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第9号「第3次厚岸町立学校適正配置計画の策定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第9号「第3次厚岸町立学校適正配置計画の策定について」、その提案理由と内容について説明いたします。

「厚岸町立学校適正配置計画」につきましては、次代を担う児童生徒によりよい教育条件、教育環境を提供するため、厚岸町の児童生徒の将来推計と学校施設の状況を見据えながら、小・中学校の適正規模、適正配置の基

本的な考え方を整理し、平成19年9月に策定され、その後、平成29年4月に全面改定を行っております。

今回の第3次計画につきましては、前計画であります第2次計画が令和3年度をもって計画期間が終了することから、新たに計画期間を令和4年度から令和8年度に改め、一部学校において休校が生じたことに伴う文言や字句の整理及び時間経過等による掲載資料の内容更新を行い、現在の状況に合わせたものとして、第3次計画を策定しようとするものであります。

それでは、計画案につきまして、ご説明させていただきますが、基本的に前回の第2次計画を踏襲しておりますことから、別に配布しております、議案第9号説明資料「第3次厚岸町立学校適正配置計画の策定新旧対照表」で、ご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

全体的な改変箇所としては、前回の計画を精査したことによる、字句と文言の整理、略称の追加、また時間が経過したことに伴う数字データ等の内容更新となっております。

では、新旧対照表の1ページ目、「1 はじめに」をご覧ください。ここでは、本計画策定の趣旨と、これまでの経過が明記されております。特に前計画策定後に高知小・中学校が休校となったことに伴う文言の整理を行っております。

次に、「2 児童生徒の現状と今後の推移」として、(1) 児童生徒の現状、次ページの(2) 児童生徒数の今後の推移となっております。こちらも、時間経過に伴う数値データの内容更新と、字句・文言の整理を行っております。先ほどと同様、高知小・中学校が休校となったことを明記しております。

次に、「3 計画の基本的な考え方」として、新旧対照表の2ページから4ページにかけて、(1) 国及び北海

道の動向、(2)学校の小規模化に係る問題点、(3)教育効果からの基本的な学校規模、そして、(4)学校施設整備からの配置計画の4点から構成されており、字句と文言の整理を行っております。

次に、「4 適正配置計画の具体的内容」では、新旧対照表の4ページから6ページにかけて、(1)適正配置計画、(2)統合校の通学対策、(3)閉校校舎の利活用の3点から構成されております。特に(1)適正配置計画におきましては、高知小・中学校の休校に伴い、当面現状維持とし、継続的に協議を進めていくことを明記しております。

また、閉校・統合のフロー図についても、休校した学校が生じたことに伴い、現段階の学校配置と今後の見通しについて改めた内容となっております。

具体的には、高知小・中学校の休校に伴い、現在、児童生徒はスクールバスを利用して、真龍小学校、真龍中学校にそれぞれ登校している状況にあり、それに沿った形にフロー図を改変しております。

最後の「5 おわりに」については、今回の第3次計画の実施期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とすることに改めております。

議案書にお戻り願います。

議案書16ページからの資料編につきましては、厚岸町の人口推移と児童生徒数の推移を示した表とグラフ、そして、厚岸町立学校児童数・生徒数・学級数の見込み、最後に教職員定数配置基準の内容となっております。前計画からの時間経過に伴う数値データの追加更新となっております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、「第3次厚岸町立学校適正配置計画」の策定についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、「第3次厚岸町立学校適正配置計画」の策定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員 高知小・中学校についてですが、かなり長い期間、休校措置がとられていますが、今後、地域の方々とのように協議を進めていくのでしょうか。

●管理課長 現状として、休校となったのち、地域との協議はほとんどなされていないものと考えております。

休校となった要因ということは、十分理解しているところですので、令和4年度からは、毎年度、地域の方との協議の場を必ず設けたいと考えております。これは、もちろん休校・閉校という議論もありますが、まずはお互いにしっかりとした情報交換の場を持ち、コミュニケーションをしっかりととることができる態勢を地域の方々と整えていかないといけないものと認識しております。

その部分が、現在までできていなかったものですから、おそらく自治会の方との協議が中心になると思われませんが、その点をしっかりとさせた上で、今後の高知小・中学校の方向性を定めていければと考えております。

やはり、時間をかけてはられないものと認識しております。建物は使用していないと傷んでいく一方ですので、現状ではそういう状況になる前に対応していかなければならないと思っております。

現時点で明言できない部分もありますが、令和4年度からは積極的に地域との協議を持ってまいりたいと考えております。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第10号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第10号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会事務決裁規程につきましては、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の適正化に資するとともに、事務の能率的な処理を図ることを目的としております。

今回の改正につきましては、現行の教育委員会事務決裁規程第3条において規定する決裁権者が決裁すべき事項が別に規定されていなかったため、本規程制定以降、教育委員会内での決裁事項を定めたものがなく、厚岸町事務決裁規程を準用し、事務を執り進めてきました。

しかし、厚岸町事務決裁規程中には、教育長決裁事項や各所属における決裁区分の記載がないことなど、決裁事項が明確ではないことから、今回の改正により教育委員会における決裁事項を制定いたしたく、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書27ページをご覧ください。

議案第10号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」でございます。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第10号説明資料「教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にて、ご説明いたします。

第2条は、定義について規定しておりますが、第1号は字句の整理をするものであります。

第3条は、決裁事項について規定をしておりますが、決裁事項を別表に規定するために改めるものであります。

第5条は、代決について規定をしておりますが、字句の整理をするものであります。

第6条は、本規定に定めのない決裁事項について、新しく条を追加し、これに伴い、それ以降の条を繰り下げるものであります。

別表の追加であります。附則の次に、決裁事項及び決裁権者を定めた別表第1、別表第2をそれぞれ追加するものであります。

別表第1（第3条関係）は、共通決裁事項となっております。

「1 庶務に関する事項」につきましては、説明資料の2ページから4ページに記載しております。

以下、「2 人事に関する事項」につきましては、5ページから6ページに。

「3 財政に関する事項」につきましては、同じく6ページから8ページにそれぞれ記載しております。

8ページから9ページにかけては、付表「財務関係専決区分表」となっております。

次に、10ページからは、別表第2（第3条関係）として、個別決裁事項を記載しております。

「1 管理課に関する事項」については、10ページから11ページに。

「2 指導室に関する事項」については、12ページに。

「3 生涯学習課に関する事項」については、12ページから13ページに。

「4 スポーツ課に関する事項」については、13ページにそれぞれ記載しております。

議案書44ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上簡単ですが、議案第10号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会における決裁事項の明確化に伴う厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第11号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第11号「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて」、その提案理由と内容をご説明いたします。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程は、厚岸町立学校職員が公務のために、職員が所有する自家用車を使用するときの取り扱いに関し必要な事項を定めているものであります。

今回の改正については、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴い、同要綱を準用している当該規程についても同様の改正をいたしたく、本案を提出するものであります。

議案書46ページをご覧ください。

厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令であります。

改正内容につきましては、別途配布しております、議案第11号説明資料「厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明させていただきます。表の左側が現行、右側が改正案、右端が備考となっております。なお、変更箇所については、下線を引いております。

第2条は、自家用車の定義について規定しておりますが、公用使用できる自家用車の定義の追加となっております。

ます。

第3条は、自家用車の公用使用の基準について規定しておりますが、第3項として、災害時や緊急を要する場合における児童生徒の同乗に関する規定を新しく追加するものであります。

第4条は、自家用車の公用使用承認の制限について規定しておりますが、ここでは字句の整理と、公用使用に係る承認制限規定を、新しく2号を追加するものであります。

第5条は、公用使用承認等の手続について規定しておりますが、同条第1項において公用使用承認手続における提示書類を変更するものです。

同じく同条第4項においては、公用使用登録手続の変更及び登録通知の簡略化に伴う改正となっております。

同じく同条第5項においては、引用様式番号の改正に伴う整理となっております。

同じく同条第7号においては、状況の変化に即応した公用使用の可否決定に関する規定を、新しく追加するものであります。

第10条は、事故の報告について規定しておりますが、厚岸町立学校管理規則第27条に規定している報告内容の重複による様式の整理及び引用規定を追加するものであります。

別記第1号様式は、公用に使用する自家用車届であります。が、公用使用承認手続の変更に伴い別記様式を改正するものであります。

別記第2号様式は、公用に使用する自家用車登録簿であります。が、公用使用登録手続の変更に伴い別記様式を改正するものであります。

別記第3号様式は、公用使用登録通知の簡略化に伴う削除であります。

これに伴い、現行の別記第4号様式を繰り上げ、行程及び飲酒状況の確認に関する事項を追加するものであります。

現行の別記第5号様式は、厚岸町立学校管理規則第27条に規定している報告内容の重複に伴う削除であります。

議案書50ページにお戻り願います。

附則でございます。この訓令は、令和4年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単な説明ですが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正に伴う、同要綱を準用している厚岸町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第12号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第12号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」、その内容をご説明いたします。

議案書51ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関の職員の異動について、別紙のとおり決定しようとするものであります。

厚岸町教育委員会に属する教育機関の職員の人事異動について決定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

議案書52ページ、別紙をご覧ください。

令和4年4月1日付け人事異動及び令和4年3月31日付け退職に伴う人事異動につきましては、記載のとおりであります。

以上、簡単な説明ですが、教育委員会事務局職員及び教育機関の職員の異動についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●教育長

内容は、教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の令和4年4月1日付け人事異動及び令和4年3月31日付け退職に伴う人事異動についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第5回教育委員会を閉会します。